

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例(抜粋)

平成 21 年 6 月 29 日
富山県条例第 28 号

第 2 章 子育て支援・少子化対策の基本計画等

(子育て支援・少子化対策の基本計画)

第 8 条 知事は、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子育て支援・少子化対策に関する目標及び基本方針

(2) 子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項

(3) その他子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議の意見を聴くとともに、県民、保護者及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第 9 条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第 5 章 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

(設置及び所掌事務)

第 33 条 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要な事項について調査審議するため、富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

2 県民会議は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べるものとする。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する重要な事項

(組織等)

第 34 条 県民会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、子育て支援・少子化対策に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

6 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。